

健障福第 749 号  
平成 24 年 6 月 15 日

横浜市移動支援事業者各位

横浜市健康福祉局障害福祉部  
障害福祉課長 佐藤 友也

障害者の移動支援施策再構築に係る市民意見募集の実施について（依頼）

日ごろから、横浜市障害者福祉施策について御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、横浜市では現在、障害者の移動支援施策の見直し案について、市民意見募集を実施しています。

事業者の皆様におかれましても、ぜひ御意見をお寄せください。

また、障害者手帳の有無に関わらず、市民の皆様幅広く御意見をいただきたいと考えておりますので、障害者御本人、御家族、その他お知り合いの方々への周知にも御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 意見募集実施期間

平成 24 年 6 月 11 日（月）から平成 24 年 8 月 17 日（金）まで

2 方法

- (1) 区役所、市役所等での意見募集用紙の配布
- (2) 障害者手帳所持者のうち、約 1 万人の方への意見募集用紙のダイレクトメール送付
- (3) 市内 5 か所での市民説明会の開催

3 その他

説明会の案内等、詳細はホームページを御確認ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/ikenboshu.html>

※アンケート調査結果等も掲載しています。御協力ありがとうございました。

横浜市健康福祉局障害福祉課移動支援係

担当： 渡辺、坂下、城内

TEL： 045-671-2401

FAX： 045-671-3566

以下の設問について、それぞれあてはまる番号を選び、回答ハガキの回答欄に記入してください。  
 回答済ハガキは、8月17日(金)までに投函してください(郵送料はかかりません)。

【設問1】 掲載している制度のどれを利用していますか又は利用していましたか  
 (複数回答可)

- ① ガイドヘルプ    ② ガイドボランティア    ③ 障害児通学支援    ④ 福祉パス  
 ⑤ 福祉タクシー券    ⑥ どれも利用していない    ⑦ どれも知らない

【設問2】 ガイドヘルプ、ガイドボランティア、障害児通学支援の見直しの考え方について、  
 どう思いますか (いずれか一つ) ※見直し案は3・4ページ参照

- ① よく理解できる    ② おおむね理解できる  
 ③ あまり理解できない    ④ 全く理解できない

【設問3】 福祉パス、福祉タクシー券の見直しの考え方について、どう思いますか  
 (いずれか一つ) ※見直し案は5・6ページ参照

- ① よく理解できる    ② おおむね理解できる  
 ③ あまり理解できない    ④ 全く理解できない

【設問4】 障害者の外出支援制度は、市民の税金によって運営されています。  
 今回、横浜市では、対象範囲の拡大など、必要な人に必要な支援が行われることと、  
 ある程度の負担や制限によって、持続可能で安定した制度となることのバランスを重視  
 しながら制度全体の見直しを考えています。  
 この考え方について、どう思いますか (いずれか一つ) ※全体の概要は1・2ページ参照

- ① よく理解できる    ② おおむね理解できる  
 ③ あまり理解できない    ④ 全く理解できない

◆ご回答は、回答ハガキにご記入ください。  
 制度に関するご意見等は、ハガキ表面の「ご意見欄」をお願いします。  
 ~ご協力ありがとうございました~

◆市民の皆さま向けの説明会も開催しています。  
 詳しくは市ホームページへ↓  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/ikenboshu.html>

**意見募集期間：平成24年8月17日(金)まで**



横浜市健康福祉局障害福祉課  
 TEL:045-664-2625/FAX:045-671-3566



**市民の皆様のご意見募集中!**  
**~障害者の外出支援について~**



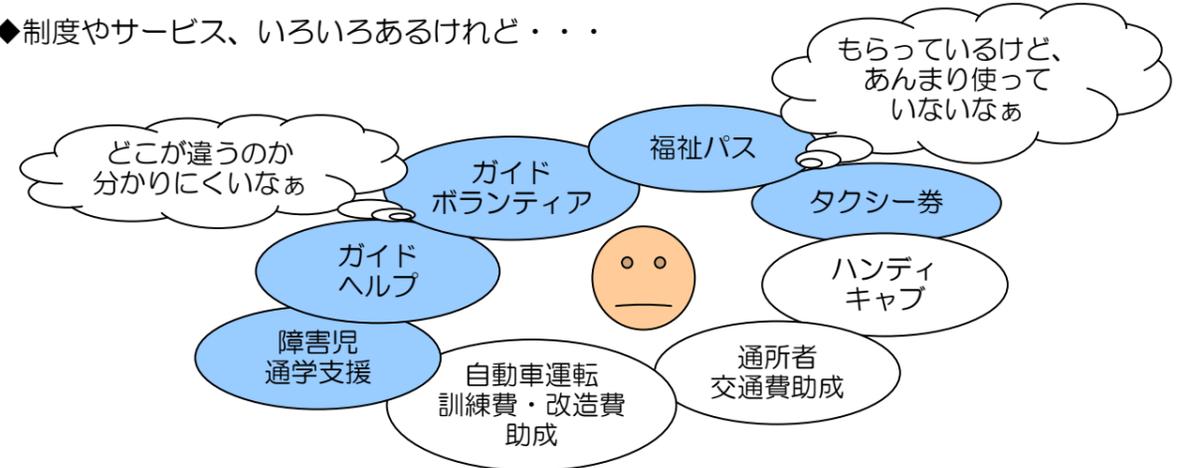
障害者手帳をお持ちでない方もぜひご意見ください

◆障害者は外出することに困難を感じています

●日常生活で困っていること●  
 ※「障害者プラン(第2期)」策定時のニーズ把握調査より  
 (平成21年度、回答件数10,354件)

《第1位》外出が困難(971件)  
 《第2位》自分の意志が相手に伝わらない(957件)  
 《第3位》役所や病院、銀行などの手続きが難しい(917件)  
 《第4位》制度やサービスがわかりにくい(903件)  
 《第5位》外出する際、障害に配慮した場所が少ない(751件)

◆制度やサービス、いろいろあるけれど・・・



**見直しを検討してきました。**

- 当事者や障害者福祉従事者らによる各種会議での議論
- 各事業の実態把握調査やアンケートの実施

＜平成21年度＞  
 ・福祉パス利用者アンケート調査

＜平成22年度＞  
 ・福祉パス利用者意向調査  
 ・福祉タクシー券利用実態定量調査

＜平成23年度＞  
 ・福祉タクシー券利用者アンケート調査  
 ・福祉パス利用実態調査  
 ・ガイドヘルプ利用者等アンケート調査  
 ・ガイドボランティア利用者等アンケート調査

**見直し案へのご意見募集中!**

**意見募集期間：平成24年8月17日(金)まで**

~この意見募集は、約1万人の障害者の方々(障害者手帳所持者約14万人の中から抽出)にも直接お送りしています~



横浜市健康福祉局

＜現状と課題＞ ～いろいろな外出支援制度～  
※見直し対象の施策(制度)のみをピックアップしています

◆ガイドヘルプ◆(移動支援事業) 約12億7千2百万円

ヘルパー(有資格者)が外出に付き添い、介助を行うサービスです。

【対象者】 ・最重度の肢体不自由障害児・者  
・知的障害児・者及び精神障害児・者  
・重度の視覚障害児・者

【対象範囲(外出目的)】  
日用品の買物や余暇等(通学・通所は不可)



◆ガイドボランティア◆(ガイドボランティア事業)

外出付添いを行うボランティア(一般市民)に、奨励金(謝金)が支払われるボランティア支援策です。

【対象者】 ガイドヘルプとほぼ同じ

【対象範囲(外出目的)】  
日用品の買物や通学・通所等(余暇は不可)

約6千5百万円

◆障害児通学支援◆(障害児通学支援事業)

養護学校等の通学路に「通学支援員」を配置し、生徒への見守り・声かけを行います。

【対象】  
市内の特別支援学校・養護学校(主に知的障害)

約5千7百万円



◆福祉パス◆(福祉特別乗車券交付事業)

市内の路線バス、市営地下鉄、金沢シーサイドラインを無料で利用できる乗車券です。

【対象者】 ・身体障害児・者(重度～中度)  
・知的障害児・者(愛の手帳B2以外)  
・精神障害児・者(等級問わず)

約26億8千5百万円



◆福祉タクシー券◆(在宅重度障害者タクシー料金助成事業)

タクシー等に乗車する際、運賃や乗降介助料として利用できる1枚500円分(月に7枚まで)の割引券です。

【対象者】 ・重度の身体障害児・者  
・重度の知的障害児・者

約3億7千2百万円



こういうこと、困るなあ

・ヘルパーとボランティアって、何が違うの？分かりづらいなあ。

・ヘルパーと一緒にいってもらえるのに、ボランティアには頼めないところがある。どちらにも行ってもらえるようにしてほしい！

ずっと地域の人に見守ってもらえる仕組みがほしい！

・私は対象にならない。要件を拡大してほしい！

・使っていないのにもらっている人がいる。いいの？

・対象者が増えているみたいだけど、このまま今後も使えるのかな？

・月ごとに利用枚数の制限があって使いづらい！

・同じ障害なのに、もらっている人ともらえない人がいる。不公平じゃないの？

こんな制度に見直します！

必要な人に見直し  
必要な人にとり  
使う人にとり  
必要な人にとり  
必要な人にとり  
必要な人にとり

◆ガイドヘルプ、ガイドボランティア、障害児通学支援◆ 案

・対象範囲を拡大します  
ガイドヘルプ  
「通学」「通所」の支援も対象とします。この「通学」「通所」については、新たに車両による送迎の仕組み、自力で通えるようにするための支援の仕組みもつくっていきます。

ガイドボランティア  
「余暇」の支援も対象とします。また、障害児通学支援事業を取り込み、学校単位での通学見守りも支援対象とします。

・対象者を分かりやすくします  
ガイドヘルプ  
「全身性障害」(最重度の肢体不自由障害児・者)の定義を明確化します。

ガイドボランティア  
視覚・肢体不自由障害児・者について、等級を問わず支援対象とします(現在は1・2級のみ)。

3・4ページへ

◆福祉パス、福祉タクシー券◆ 案

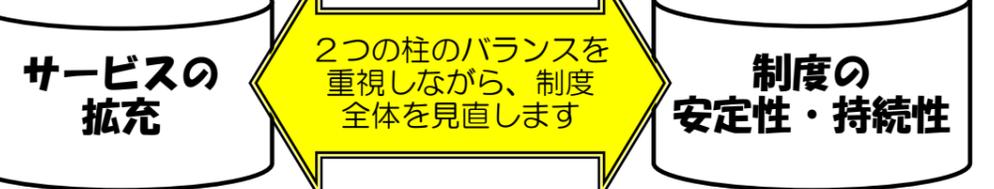
・対象要件を見直します  
福祉パス  
愛の手帳B2所持者も交付対象とします。

福祉タクシー券  
精神保健福祉手帳1級所持者も交付対象とします。また、施設入所者も交付対象とするなど対象要件を整理します。

・福祉タクシー券の月制限を撤廃します  
月ごとの利用枚数制限を廃止し、通年で使用できるようにします。

・福祉パスに利用者負担を導入します  
交付を希望する対象者には、全員一律の有料交付とします(年額3,200円)。

5・6ページへ



5事業の総額：約44億5千万円(平成24年度予算額)

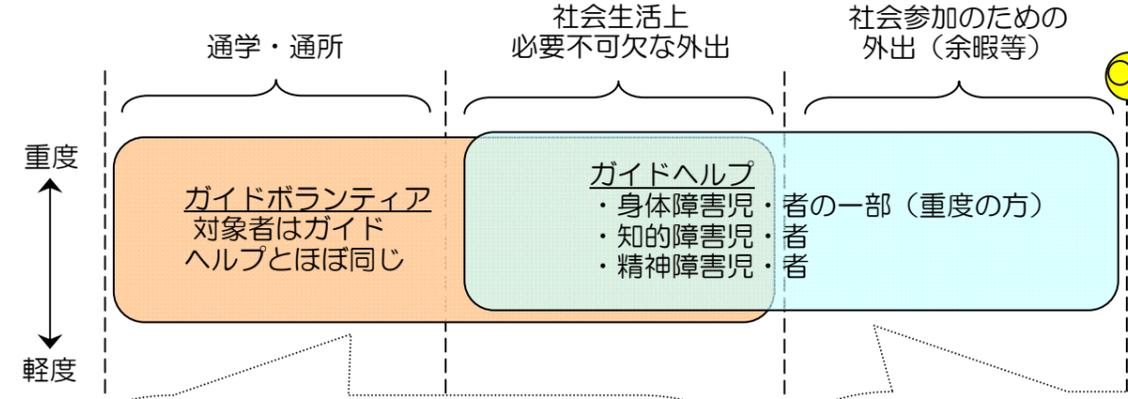
～ガイドヘルプ、ガイドボランティア、障害児通学支援～ 案

課題

- ◆ガイドヘルプとガイドボランティア◆
- ・ヘルパー（資格が必須）とボランティア（無資格で可）なのに、支援する対象者（障害者）はほぼ同じ。
  - ・ヘルパーは、通学・通所の支援は×、余暇の支援は○。
  - ・ボランティアは、通学・通所の支援は○、余暇の支援は×。 …分かりづらい点が多い！

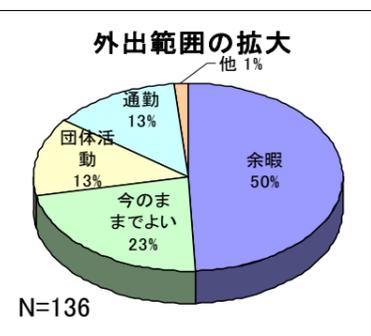
- ◆障害児通学支援◆
- ・雇用ではなく地域の力による見守りの仕組みづくりが必要。

◆対象者を拡大します。また、対象者を分かりやすくします



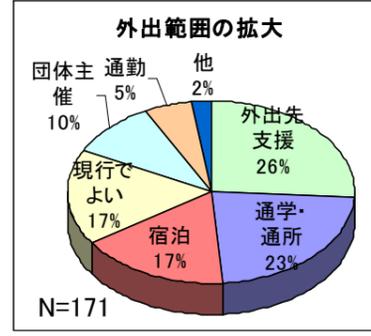
今までは・・・

- ・ヘルパーとボランティアの役割があいまい（両方とも対象者は重度障害者のみ）
- ・支援を受けられる内容（外出範囲）が違う



ガイドボランティア利用者からは「余暇に拡大してほしい」という意見が多く寄せられています

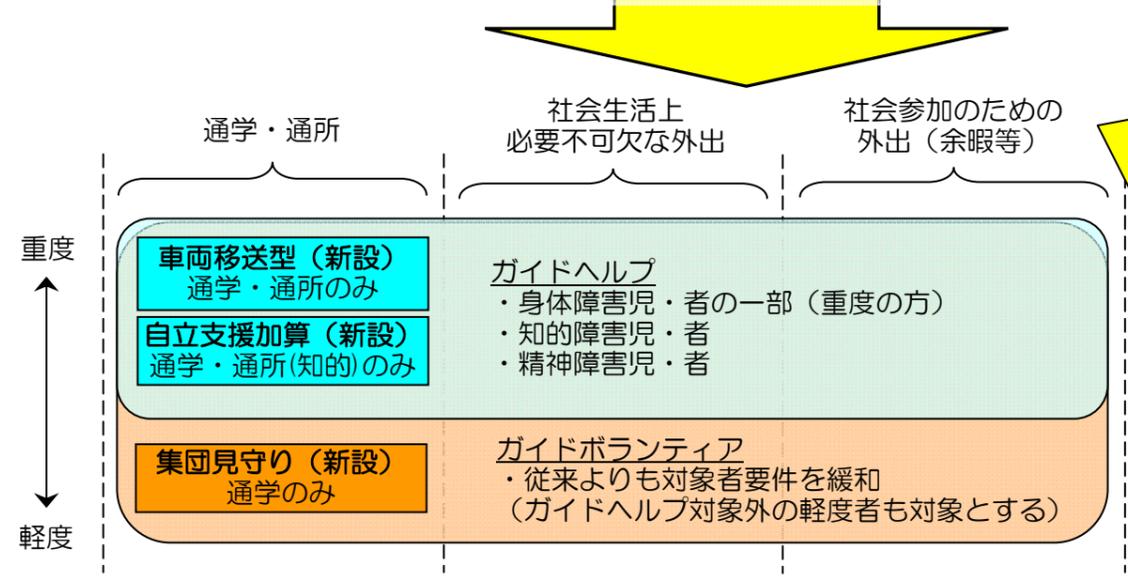
※H23アンケート調査より  
(利用者約420人のうち約250人を抽出して実施)



ガイドヘルプ利用者からは「通学・通所に拡大してほしい」という意見が多く寄せられています

※H23アンケート調査より  
(支給決定者約7,000人のうち約450人を抽出して実施)

分かりやすい制度へ  
(対象者や対象範囲、基準時間の考え方を明確化)



●ガイドヘルプ・ガイドボランティアの整理

- ・ガイドヘルプ：様々な外出に利用できるサービスへ
- ・ガイドボランティア：地域の住民活動として拡大
- 新たな仕組み
- ・ガイドヘルプ（通学・通所）：車両による送迎の仕組み、自力で通えるようになるための支援の仕組み
- ・ガイドボランティア（通学）：障害児通学支援の仕組みを活かした集団への見守り支援の仕組み

◆共通：人材不足の解消策に引き続き取り組みます

- ・ガイドヘルパー研修受講料助成
- ・ガイドヘルパースキルアップ研修、サービス提供責任者研修
- ・ガイドボランティア研修 …など

◆ガイドヘルプ：資格要件を緩和します

アンケート調査（全事業所約350社に実施）で要望の多かった「資格の緩和」を一部実施します。

【緩和対象】 全身性障害者に対するサービス提供者資格

〈現行〉いずれか必須	〈変更後〉
・全身性障害者ガイドヘルパー	介護福祉士又はヘルパー1級のみでも可
・重度訪問介護従業者	(左記の必須資格はヘルパー2級のみ)
・日常生活支援従業者	

◆ガイドボランティア：報告や支払方法を分かりやすくします

より気軽にボランティア活動に参加していただくため、奨励金は一律500円（市営バス1往復分の交通費¥420+α程度）とし、報告の方法も簡素化します。

〈現行〉	〈変更後〉						
<table border="1"> <tr> <th>一般利用</th> <th>通学・通所利用</th> </tr> <tr> <td>障害種別により 1,450円・1,900円 (交通費込)</td> <td>障害種別によらず 500円 (交通費別)</td> </tr> </table>	一般利用	通学・通所利用	障害種別により 1,450円・1,900円 (交通費込)	障害種別によらず 500円 (交通費別)	<table border="1"> <tr> <th>一律</th> </tr> <tr> <td>500円</td> </tr> </table>	一律	500円
一般利用	通学・通所利用						
障害種別により 1,450円・1,900円 (交通費込)	障害種別によらず 500円 (交通費別)						
一律							
500円							

支援者

利用者

サービスの拡充 ← 2つの柱のバランス!! → 制度の安定性・持続性

◆ガイドヘルプ：月の基準時間の考え方を明確にします

〈現行〉 基準時間：月48時間（18歳以上の場合）  
 〈変更後〉 基準時間：月30時間（18歳以上の場合）  
 ※社会生活上必要不可欠な外出（通学・通所を含む）のみで月に30時間以上利用すると認められた場合のみ、48時間程度の利用を可とします

平成24年2月 審査実績	合計 利用者数 3,848	合計 利用時間数 51,750	平均 利用時間 13.4時間
-----------------	---------------------	-----------------------	----------------------

※基準時間の考え方※  
現在の平均利用時間13.4時間+  
範囲拡大等による利用時間の増加  
(約2倍)+α= 30時間/月

◆ガイドヘルプ：新制度に対応した報酬体系とします

新たな仕組みの創設に合わせた報酬設定を行います

◆ガイドボランティア：福祉有償運送との併用を不可とします

ボランティア支援策であるため、福祉有償運送サービスとは明確に区別します

◆ガイドボランティア：奨励金（謝金）を一律にします

※上記参照

◆障害児通学支援：雇用ではなくボランティア制度に統合します

※ガイドボランティア活動の一環として継続

# ～福祉パス、福祉タクシー券～ (案)

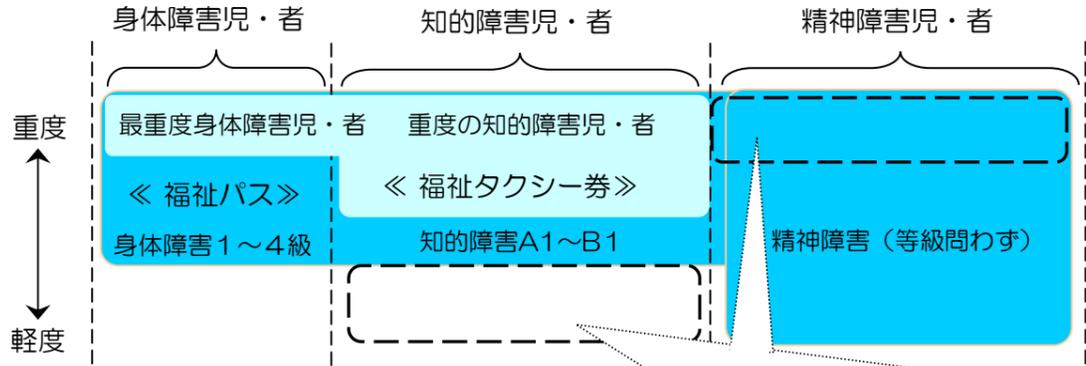
課題

◆福祉パスと福祉タクシー券◆  
・対象要件が分かりにくく、不公平感が生じている。

◆福祉パス◆  
・対象者は増加する一方で、安定的な制度の持続が望まれている。

◆福祉タクシー券◆  
・利用制限（月の使用枚数7枚まで）があり、使いたいときに使えない。

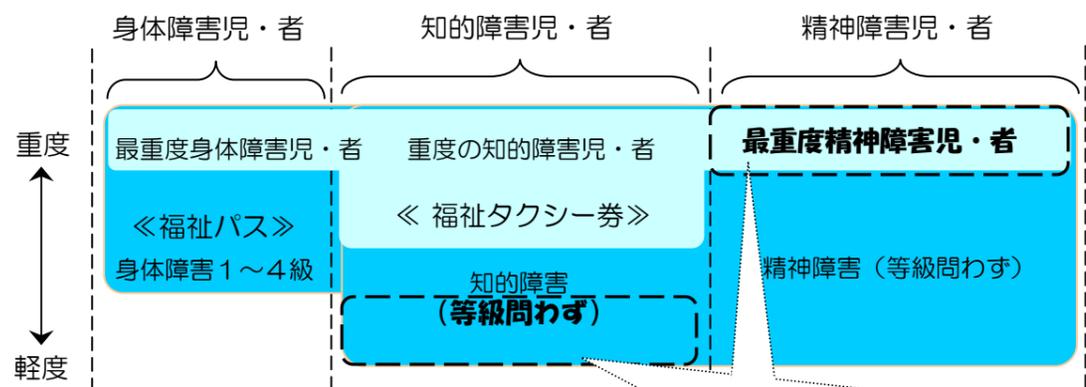
## ◆対象要件を見直します



福祉パス利用希望者からは・・・  
・精神障害者はどの等級でももらえるのに、知的障害者はなぜB2 (IQ51～75) だけが対象外なのか？

福祉タクシー券利用希望者からは・・・  
・精神障害者の最重度である1級がなぜ対象外なのか？  
・施設入所していると、福祉パスだけしかもらえない。（施設入所者は福祉タクシー券対象外）  
・65歳以上で身体障害者手帳をもらったため対象外と言われたが、同じ状況でもらっている人がいる。（H17.3.31以前の手帳取得者は経過措置により交付対象）

## 分かりやすい制度へ（対象者を明確化）



対象者要件等をより分かりやすくし、使いたい人が使える制度にします

- ◆福祉パス：愛の手帳（知的障害）B2所持者にも拡大します
- ◆福祉タクシー券：
  - ・精神保健福祉手帳（精神障害）1級所持者にも拡大します
  - ・現在対象外の施設入所者にも拡大します
  - ・経過措置（H17.3.31以前に65歳以上で身体障害者手帳を取得された方への交付）を終了します

## ◆福祉タクシー券の月制限を撤廃します

●平成21年度まで●  
1枚630円×72枚  
1乗車1枚使用可  
年度内自由に使用可

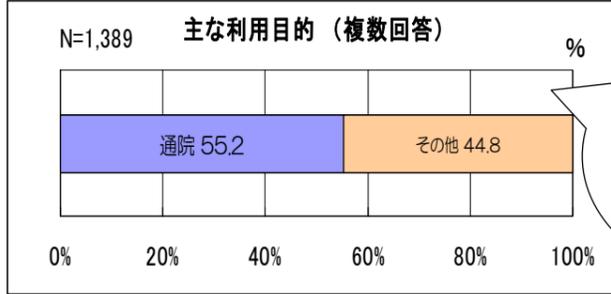
1乗車で複数枚使えるようにしてほしい！

●平成22年度から●  
1枚500円×84枚  
1乗車7枚まで  
月に7枚まで使用可

年度内で自由に使えるようにしてほしい！

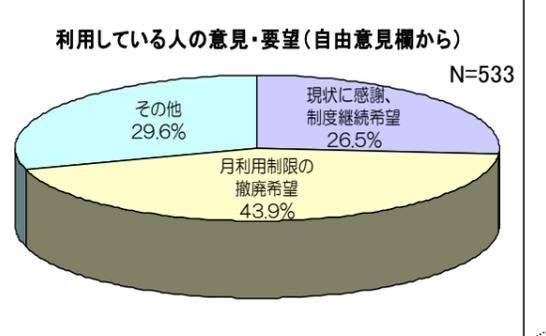
●見直し案●  
1枚500円×84枚  
1乗車7枚まで使用可  
年度内自由に使用可

H23アンケート調査（対象者の約1割＝約2,000人に実施）等でも、年度内で自由に使えるようにしてほしい、というご意見を多くいただいています⇒



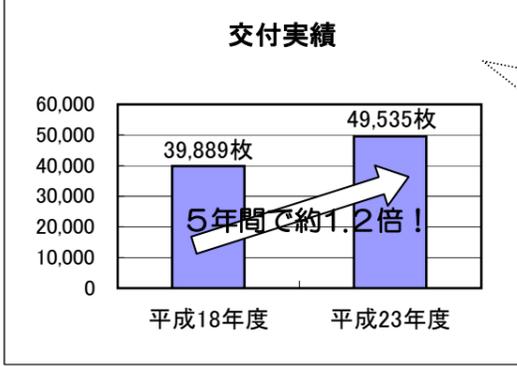
体調が悪くてたくさん使いたい月もある！

※主な利用目的：通院が過半数を占めています



## サービスの拡充 ← 2つの柱のバランス!! → 制度の安定性・持続性

## ◆福祉パスに利用者負担を導入します（一律、年額3,200円）

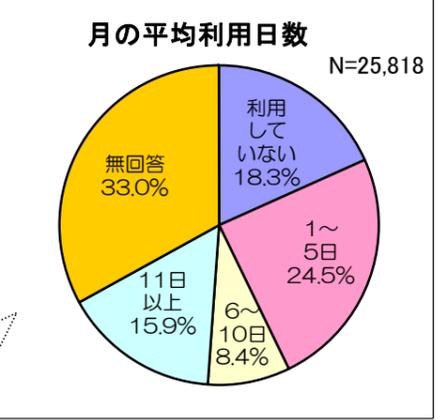


交付枚数(交付者)、事業費(市税)は年々増え続けています

**1枚あたり5万円以上の経費！**

福祉パスをもらっているけれども「利用していない」「月に1～5日」しか利用していない方が全体の4割以上を占めています

※H22アンケート調査より（全交付者約48,000人に実施）



## 交付の適正化（使う人にだけ渡す）と安定した制度継続へ

なぜ3,200円？

**年額3,200円 ÷ 12か月 = 約267円/月**

敬老特別乗車証の利用者負担金（生活保護受給者層を含む最低金額）と同額

障害者割引（身体障害者手帳、愛の手帳）を利用した場合のバス片道運賃（110円）×3回分よりも安い

郵便はがき

2318691

料金受取人払郵便

横浜港支店  
承認

7148

差出有効期限

平成24年8月17日まで

(切手不要)

横浜港支店私書箱第86号  
横浜市健康福祉局障害福祉課

障害者の外出支援についての  
市民意見募集 担当 行

### ご意見欄

(ガイドヘルプ、ガイドボランティア、障害児通学支援について)

(福祉パス、福祉タクシー券について)

(制度全体の見直しについて、その他ご自由に)

8月17日(金)までに投函してください。



## 市民意見募集 回答ハガキ

市民意見募集7ページにある設問をお読みいただき、  
あなたのお考えにあてはまる番号を記入してください。

設問1 (複数可)		設問3 (1つ)	
設問2 (1つ)		設問4 (1つ)	

### ◆回答者について(番号1つに○)

- ①障害者本人      ②障害者の家族      ③その他

ここから下の設問は、回答者について①か②を選んだ方  
のみお答えください

### ◆障害者本人の年齢(番号1つに○)

- ①未就学児                      ②就学児 (小・中・高)  
③18歳以上30歳未満          ④30代          ⑤40代  
⑥50代          ⑦60代          ⑧70代以上

### ◆障害者本人の障害者手帳と等級(あてはまる番号に○)

#### [身体障害者手帳]

- ① 1級   ② 2級   ③ 3級   ④ 4級   ⑤ 5級   ⑥ 6級

#### [愛の手帳]

- ⑦ A 1          ⑧ A 2          ⑨ B 1          ⑩ B 2

#### [精神障害者保健福祉手帳]

- ⑪ 1級          ⑫ 2級          ⑬ 3級

#### [その他]

- ⑭ どの手帳も持っていない

ご意見・ご要望等は、表の「ご意見欄」へご記入ください。  
～ご協力ありがとうございました～